

「歳入庁」創設に関する見解 (付属資料)

平成24年6月11日
全国社会保険労務士会連合会

1. 「歳入庁」創設を検討する際のポイント

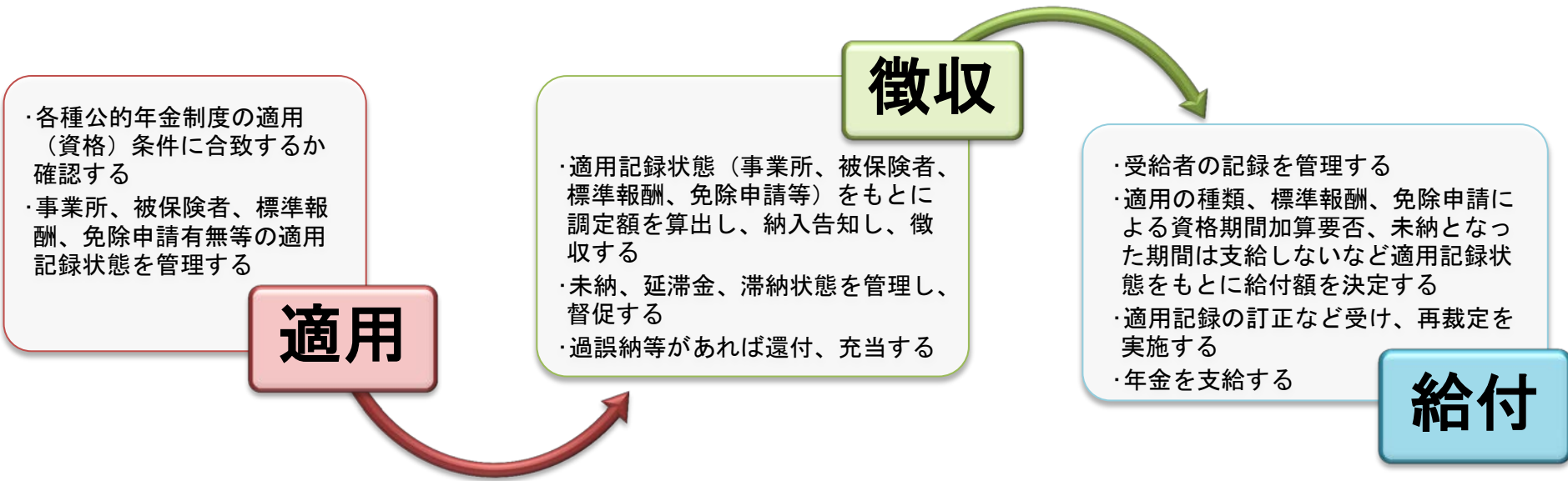
「歳入庁」創設を検討するに際して、社会保険制度に携わる専門士業の立場から、以下の6つの検討ポイントについて問題点を整理し、課題の抽出を行った。

検討ポイント

- ✓ 【1】 社会保険の記録管理の重要性
(例：公的年金制度に関する記録管理の重要性)
- ✓ 【2】 社会保険と税の違い
 - (1) 適用上の課題
 - (2) 徴収上の課題
- ✓ 【3】 国民年金保険料の徴収の実態
- ✓ 【4】 消費税の徴収の実態
- ✓ 【5】 中小零細企業からみた徴収上の課題
- ✓ 【6】 諸外国における徴収体制と共通番号の実際

【1】社会保険の記録管理の重要性

(公的年金制度に関する記録管理の重要性)



① 社会保険は、頻繁に発生する適用に関する情報（被保険者の就労状況、標準報酬額等）や随時提出される保険料の免除等の届出・申請、長期に亘る資格情報（適用情報および資格期間等）、徴収（保険料計算、納入告知、収納管理、未納・延滞金など滞納管理等）、給付（裁定、給付計算、支給等）を一体的にかつ、ライフイベントに沿った形で長期間に亘って、記録管理していく必要がある。（例：遺族年金は、亡くなった方と生存されている方の加入記録状態に基づいて、給付額を決定する。つまり、各世代の情報を繋げて、長期管理する必要がある。）

② 社会保険は、税とは異なり、適用→徴収→給付が深く関連しており、業務として一体化した運営が必要で、一体化に伴って情報連携や効率化が図られると考える。（社会保険の目的は、将来の備えとして適正な給付の実現）

③ 一部の業務だけを抽出して、一元化することで適用や給付の適正な運用、連動・連携に齟齬が生じないかについて、慎重に検討する必要がある。保険制度の原則に照らして、適用・徴収・給付が一体化して整備されていることが、必要不可欠と考える。

④ 長期的管理が必要な社会保険と短期的な管理である税との違いについて、両制度の根本に立ち返って、検討する必要がある。

【2】社会保険と税の違い

(1) 適用上の課題

図表 1 社会保険と税（消費税）の適用に関する違い

制度（横軸） 観点（縦軸）	厚生年金保険	国民年金	労働保険 （雇用保険、労災保険）	消費税
適用条件	①法人 ②常時従業員が5人以上の事業所等	20歳から60歳までの個人（左記以外）	労働者を1人以上雇用する全ての事業場（建設現場など）	特定期間で下記条件を満たす法人もしくは、個人事業主 ①売上高が1,000万円以上 ②支払給与所得が1,000万円以上
未適用条件	上記以外	①厚生年金保険加入者 ②共済年金加入者等	—	上記以外 （いわゆる免税制度）
適用事業所数	1,748,578	—	2,940,000 ※事業場数	—
適用被保険者数	34,410,000	19,380,000	—	—
個人や中小零細事業主に対する主なメリット等	育児休業・介護休業（保険料免除）	①前納制度（保険料割引） ②口座振替早割制度（保険料割引） ③申請による免除 ④法定による免除	①延納制度（分割納付） ②労働保険事務組合制度（事務負担軽減、特別加入）	①免税制度（事務負担への配慮） ②簡易課税制度（事務負担への配慮）
適用の捉え方	人数、年齢など人ベース	人数、年齢など人ベース	人数、年齢など人ベース	売上や所得ベース

（国税庁、厚生労働省の資料をもとに作成）

分析結果

(1) 適用の捉え方

●社会保険

- ①適用単位 : 事業所、事業場など保険制度ごとで異なる
- ②適用の捉え方 : 地域、雇用形態、業種、労働時間、人数、年齢、続柄など人が基準

◆税（消費税）

- ①適用の捉え方 : 売上高や給与等支払総額が基準

(2) 個人や中小零細事業主に対する主な特例措置（メリット等）

●社会保険

メリットを得られる前提 : 保険料等を納付することが前提で、前納等納付方法を工夫することにより、保険料割引等のメリットを得られる制度が存在する。

◆税（消費税）

メリットを得られる前提 : 納付することが前提条件となっていない。事務負担軽減の目的で、売上高や総所得での一定の条件下で課税対象とされない法人や個人事業主が存在する。

⇒社会保険制度、税制度では、適用要件が異なっているため、未適用や免税事業所の捉え方にも違いがある。

【2】社会保険と税の違い

(2) 徴収上の課題①

図表2 社会保険と税（消費税）の徴収状況一覧

(平成22年度)
(単位:億円)

制度(横軸) 項目(縦軸)	厚生年金保険	国民年金	労働保険	消費税
徴収決定済額	232,430	※ ¹ 28,186	31,694	132,483
収納済額	227,253	16,717	30,893	125,462
徴収率	97.8%	59.3%	97.5%	94.7%
収納未済額	4,770	11,469	692	6,615
不納欠損額	407	—	107	404
滞納額(新規)	—	—	244	3,398
納付回数	1回/月	1回/月 前納: 2回/年、1回/年	・労働保険: 1~3回/年 (分納条件有) ・雇用保険: 1回/年 (被保険者負担は1回/月)	4,800万超: 12回/年 400万超~4,800万以下: 4回/年 48万超~400万以下: 2回/年 48万以下: 1回/年 (年税額による)
公租・公課・私債権の 優先順位	3	3	3	2

※1. 国民年金には、徴収決定済額が存在しないため、相当な額として以下の通り、算出した。

① 収納済額(1兆6,717億円)を納付月数(98,928,808)で除することで、1月あたりの国民年金保険料(1万6,899円)を算出

② 国民年金保険料(1万6,899円)に納付対象月数(166,790,165)を乗ずることで、本来納めるべき国民年金保険料(2兆8,186億)を算出

(国税庁、厚生労働省の統計データをもとに作成)

※2. 「—(ハイフン)」は、データなく、未確認

分析結果

(1) 徴収決定済額と収納未済額

徴収決定済額：厚生年金保険の方が、消費税より多い（+9兆9、947億）

収納未済額：消費税の方が、厚生年金保険より多い（+1、845億円）

(2) 分納

労働保険：概算保険料が40万円（労働保険か雇用保険どちらか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円）以上の場合または、労働保険事務組合に委託している等に限り、3回に分けて納付可能

消費税：税額が多いほど、分納可能

(3) 公租・公課・私債権の優先順位

強制換価手続きにおいて、国税である消費税の方が、社会保険料より優先される（国税の優先）

⇒厚生年金保険及び労働保険は、税（消費税）より債権の優先順位が劣位であるにもかかわらず、消費税の徴収率と同程度である。

【2】社会保険と税の違い

(2) 徴収上の課題②

図表3 事業所規模別の保険料収納状況

単位: 件、円)

郡市	制度	区分	現存事業所数	滞納事業所数 (再掲)	調定額	収納額	不納欠損額	収納未済額	収納率
4地域(3市・1郡)合計	厚生年金保険	1~5人未満	1,091	90	1,281,518,721	1,127,428,148	2,384,777	151,705,796	87.98%
		5人以上20人未満	613	27	3,118,357,782	3,023,352,545	0	95,005,237	96.95%
		20人以上50人未満	133	6	2,373,749,801	2,247,437,050	0	126,312,751	94.68%
		50人以上	78	1	7,766,681,327	7,760,588,712	0	6,092,615	99.92%
		計	1,915	124	14,540,307,631	14,158,806,455	2,384,777	379,116,399	97.38%
	協会管掌健康保険	1~5人未満	1,044	84	774,331,479	685,843,922	1,546,070	86,941,487	88.57%
		5人以上20人未満	569	25	1,887,760,206	1,835,358,837	0	52,401,369	97.22%
		20人以上50人未満	118	4	1,395,600,059	1,340,923,507	0	54,676,552	96.08%
		50人以上	50	1	2,242,349,179	2,240,127,058	0	2,222,121	99.90%
		計	1,781	114	6,300,040,923	6,102,253,324	1,546,070	196,241,529	96.86%

調定額全体の約42%を占める

調定額全体の約30%を占める

収納未済額全体の約65%を占める

収納未済額全体の約71%を占める

1. 平成22年度末(平成23年4月30日)現在
2. 一定規模の現存事業所が所在する地域を4ヶ所抽出し、事業所の規模別に収納状況を調査したところの結果である。

(厚生労働省作成資料より抜粋し、作成)

分析結果

厚生年金保険及び健康保険の保険料の収納状況をみると、20人未満の事業所の調定額全体に占める割合はそれぞれ30%、42%程度であるのに対し、収納未済額は全体の65%、71%を占めている。

⇒ 社会保険料が未納となっているのは大部分が小規模、零細企業である。
国税が優先的に換価され、小規模・零細企業においては社会保険料について、支払いが困難な状態となっていることが伺える。

【3】国民年金保険料の徴収の実態

図表4 国民年金保険料滞納者の年齢階級別の保険料を納付しない理由

(単位：%)

	総数	保険料が高く、経済的に支払うのが困難	受け取れる年金額が分からない・保険料に比べて少ない	これから保険料を納めても加入期間が少なく、年金がもらえない	すでに年金を受け取る要件を満たしている	年金制度の将来が不安・信用できない	社会保険庁が信用できない	その他
国民年金保険料滞納者総数	100.0	64.2	3.9	5.3	1.5	14.3	7.0	4.0
20～24歳	100.0	64.0	5.1	2.0	0.6	13.6	7.3	7.4
25～29歳	100.0	61.5	4.6	1.2	0.7	19.7	7.5	4.8
30～34歳	100.0	68.2	4.4	3.3	0.3	13.6	6.9	3.2
35～39歳	100.0	63.6	2.6	2.7	0.4	19.5	8.2	3.0
40～44歳	100.0	65.2	3.8	5.9	0.2	15.4	6.3	3.2
45～49歳	100.0	64.9	3.3	8.0	0.5	13.1	6.7	3.5
50～54歳	100.0	66.7	3.6	11.8	1.8	8.5	4.4	3.2
55～59歳	100.0	58.8	2.7	12.7	9.7	5.5	7.9	2.6

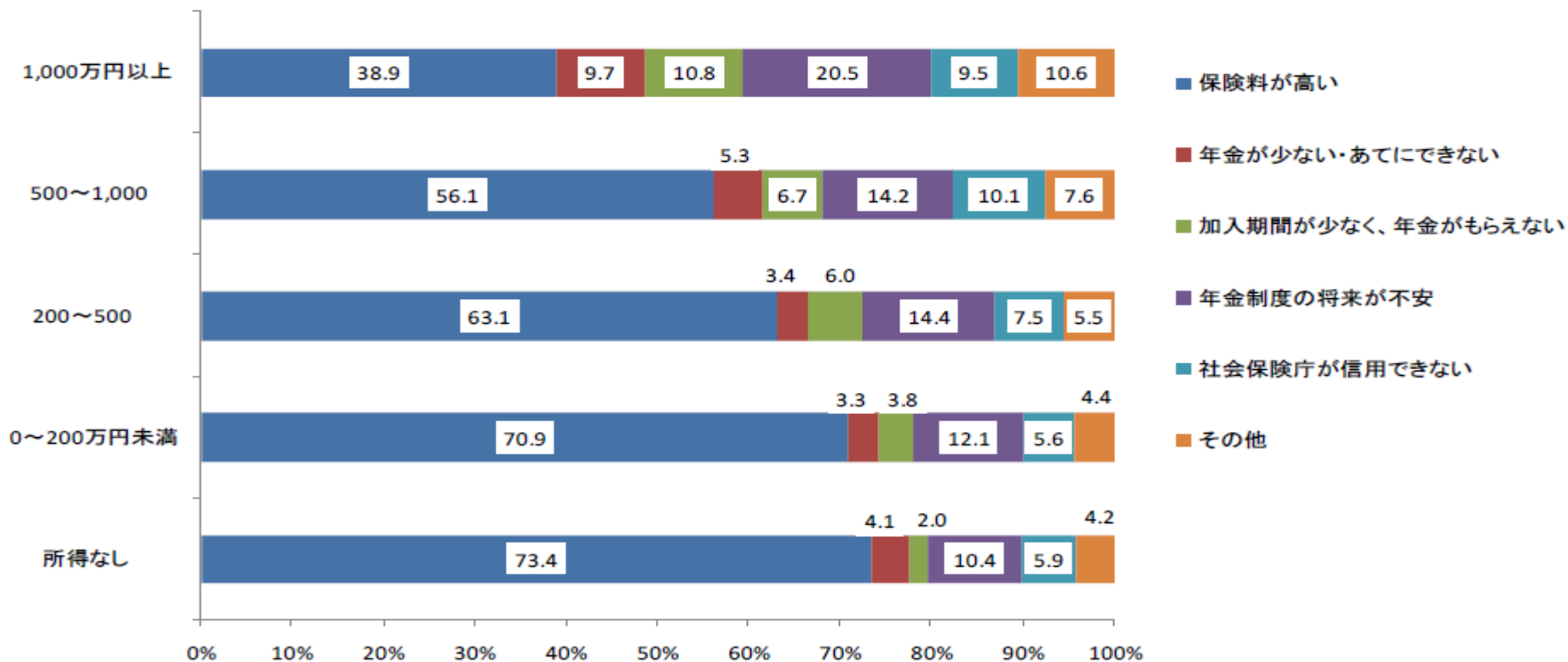
注 回答不詳以外の者に対する割合である。

図表5 国民年金保険料滞納者の年齢階級別就業状況

(単位：%)

	総数	自営業主	家族従業者	常用雇用	臨時・パート	無職	不詳
総数	100.0	15.9	10.3	13.3	26.1	30.6	3.8
20～24歳	100.0	2.7	2.4	19.0	35.8	37.1	2.9
25～29歳	100.0	7.4	8.3	20.1	31.0	29.3	3.8
30～34歳	100.0	12.5	10.7	14.6	26.5	32.2	3.5
35～39歳	100.0	19.8	12.5	13.3	23.9	26.1	4.3
40～44歳	100.0	21.5	16.3	10.7	22.8	24.8	3.9
45～49歳	100.0	25.9	12.9	13.6	20.7	23.5	3.4
50～54歳	100.0	26.0	13.9	9.4	21.5	25.4	3.7
55～59歳	100.0	21.6	12.0	4.2	20.0	37.2	4.9

図表6 国民年金保険料滞納者の世帯総所得金額階級別の保険料を納付しない理由



注 回答不詳以外の者に対する割合である。

(図表4、5、6は、厚生労働省公表資料「平成20年国民年金被保険者実態調査」を抜粋し、加工した。なお、国民年金被保険者の実態調査としては、これが直近であった)

分析結果

- (1) 経済情勢の低迷および非正規雇用の増加によって、保険料の支払が困難な状況にある若年層が増加している。
(支える世代の弱体化)
- (2) 所得が増えるにつれ、納付率も上昇しているが、それでも未納が多い要因としては、保険料を納めても、将来確実に給付が受けられるか不安に思っている被保険者が増加していることが考えられる。(高額所得者の年金制度離れ)

⇒ 国民年金保険料の納付率低下の根本原因は、「年金制度は、老後の生活に対する給付」であるにも関わらず、所得に対する保険料の負担感が高くなることに加え、国民が制度不信、制度不安を抱いており、将来を見据えることもできないことにあるのではないか。

⇒ 未納問題が将来的に解決されるためには、①経済情勢の改善、②国民年金制度自体の信頼回復、③学校での年金教育など公的年金制度に対する理解浸透に向けた取り組みが必要ではないか。

【4】消費税の徴収の実態

図表7 税目別の徴収状況一覧

(単位：百万円)

平成22年度	徴収決定済額 (本年度)	収納済額 (本年度)	不納欠損額 (本年度)	収納未済額 (本年度)	新規発生滞納額 (本年度)	徴収率	滞納 発生率
消費税 (地方消費税含む)	12,578,484	12,301,407	654	276,423	※1 424,802	97.8%	2.2%
源泉所得税	12,516,196	12,469,708	218	46,270	70,165	99.6%	0.4%
法人税	10,108,985	10,031,218	1,414	76,353	102,477	99.2%	0.8%
申告所得税	2,537,404	2,410,147	14	127,243	126,494	95.0%	5.0%
相続税	1,539,121	1,436,386	1	102,734	43,401	93.3%	6.7%
その他	5,782,118	5,545,106	0	237,012	1,263	95.9%	4.1%
合計	45,062,308	44,193,972	2,301	866,035	※1 768,602	98.1%	1.9%

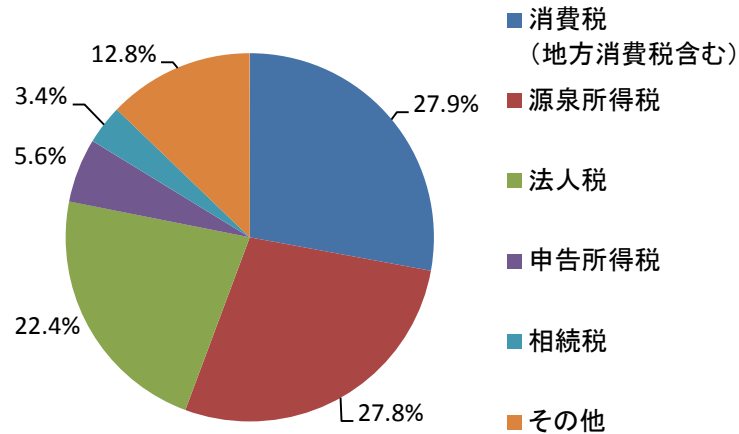
※1. 新規発生滞納額(本年度)の消費税(地方消費税含む)欄は、地方消費税を含んだ推計値となる。

(国税庁 税務統計 「国税徴収表関係」をベースに作成)

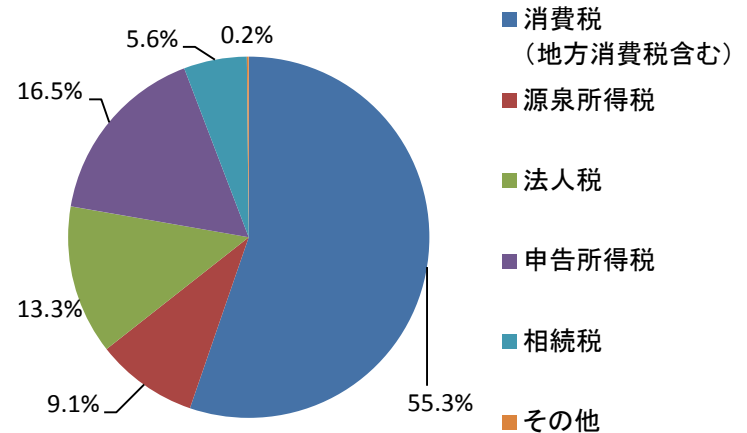
国税庁より公表されている金額は、地方消費税を含まない「3,398億円」であるが

単純に地方消費税分(1%)を考慮し、1.25倍した金額とした。

徴収決定済額(平成22年度)



新規滞納発生額(平成22年度)



(国税庁 税務統計 「国税徴収表関係」をベースに作成)

分析結果

- ①消費税の徴収決定済額は、全体の27.9%であるのに対して新規発生滞納額は、全体の55.3%を占めている。
 (→徴収決定済額全体の占める割合より、収納未済額全体の占める割合の方が高い税目:消費税、申告所得税、相続税)

⇒消費税は、税の中では徴収効率の悪い税目であることがわかる。

⇒税の中にも徴収が難しいものが存在している。

【5】中小零細企業からみた 徴収上の課題

分析の掘り下げ

- (1) 納付時期や納付方法等を考慮しないで、社会保険料と税の徴収を一元化した場合、中小零細企業にとっては、日々の資金繰りに大きな影響を与えることになる。
- (2) 厚生年金保険の場合：適用されているが、運転資金の確保が厳しく、売上等に対する保険料の負担感が高い状態が続いていることが滞納に繋がっているのではないか。

国民年金の場合：①未納の根本原因は、所得に対する保険料の負担感が高く、払えないこと
②つぎに制度不信、制度不安

【6】諸外国における徴収体制と 共通番号制の実際

図表8 諸外国における社会保険料等の徴収率、徴収一元化、税・社会保障共通番号導入状況一覧

観点		アメリカ	イギリス	スウェーデン	カナダ	オランダ	フランス	ドイツ	日本
人口		3億1760万人 (2010年)	6190万人 (2010年)	934万人 (2010年)	3390万人 (2010年)	1670万人 (2010年)	6260万人 (2010年)	8210万人 (2010年)	1億2740万人 (2010年)
徴収 一元化	状況 (内訳)	△	△	△	△	○	×	△	×
	国税	内国歳入庁	歳入関税庁	国税庁	カナダ歳入庁	国税関税執行局	公共財政総局	財務省	国税庁
	社会 保険料	内国歳入庁	歳入関税庁	国税庁	カナダ歳入庁	国税関税執行局	社会保障・家族手当 保険料徴収機構	疾病金庫 (社会保険料として 一括徴収)	制度毎
	地方税	州政府・地方自治体	地方自治体	国税庁	州政府・地方自治体	国税関税執行局 (一部、地方自治体)	公共財政総局	共同税： 地域税務官署	地方自治体
	その他	なし	なし	失業保険： 失業保険基金	医療の大部分と労 災：州政府	なし	なし	なし	なし
社会保険料、税等の徴収率等		83.1% (2006年)	—※1	99.43% (2009年)	95.00%	—※1	99.2% (2005年)	95~96%	97~100% (国年： 59.3%)
		納付すべき税金・社会保険料の総額に係る年間の収納率	—	支払い義務の生じた税金と年金保険料について実際に納付された割合	所得税と社会保険料の徴収率	—	一般制度に係る社会保険料の収納率	年金保険料の収納率	税・社会保険各制度の徴収・納付率
滞納管理		徴収機関と同一	徴収機関と同一	徴収庁 (徴収機関と別)	徴収機関と同一	徴収機関と同一	徴収機関と同一	徴収機関と同一	徴収機関と同一
共通番号 の導入状況		○	○	○	○	○	×	×	×

※1. イギリスとカナダにおいて、徴収率は不明。

(国税庁、厚生労働省、政府税制調査会、東京都税制調査会の資料をもとに作成)

分析結果

- ①徴収一元化（一部一元化）と共通番号を導入しているアメリカ、スウェーデン、カナダを比較すると徴収率にはばらつきがある
(83.1) (99.4) (95.0)
- ②社会保険料と税を別々に徴収し、共通番号制度を導入していないフランスにおいて、徴収率は99.2%となっている
- ③社会保険料と税の徴収を一元化しているのは、スウェーデンのみである
- ④ドイツのように共通番号は導入していなくても（日本と同様に各種社会保険制度ごとに番号が存在）、各種社会保険制度の徴収を一元化している国もある

⇒ 社会保険や税の性質、人口の違い、徴収方法などが関連していると思われ、一概に社会保険料と税の徴収一元化（一部一元化）や共通番号を導入することにより、徴収率が向上するとは言えないのではないか。

⇒ 既に高徴収率分野において、徴収を一元化することで現状以上の徴収率を担保できる保障はないのではないか。

2 . むすびに

- 【1】 社会保険制度の原則から、適用・徴収・給付が一体化して運用管理されていることが必要である。

- 【2】 社会保険制度、税制度では、適用要件が制度ごとで異なっており、未適用（免税）事業所が各制度の条件のもとで存在するため、徴収を一元化するだけでは、未適用問題等は解決されない。

- 【3】 国民年金保険料の未納問題の根本原因は、制度不信、制度不安であり、徴収一元化することによって得られる効果がどの程度あるのか今のところ不明である。

- 【4】** 社会保険制度は、国民一人ひとりが制度を理解し、国民全体で支える制度であるべきものであり、これまで実施してきた現行組織（厚生労働省や日本年金機構等）の取り組み内容等を再評価する必要がある。
- 【5】** 新たな枠組みを構築することによって、制度全体にどのような影響を与えるか不透明な中で、現行組織内の連携をより一層密にすることの方が、社会保険制度自体の信頼回復及び社会保険制度に対する理解の深化に繋がりがつ、実効可能性の高い方策になると考える。
- 【6】** 社会保障制度及び税制度について、両制度の目的や果たすべき役割など根本に立ち返って、グランドデザインを描いた上で、各関係者から時間をかけて、意見聴取し、制度設計をしていく過程において、徴収の方法論として、実務的な観点から議論・検討するべきである。